

4. 外国為替資金特別会計

(1) 概要

外国為替資金特別会計（以下「外為特会」といいます。）は、外国為替相場の安定（為替相場の急激な変動の際の為替介入など）のために設けられています。昭和 24 年、外貨管理権が GHQ から我が国に委譲されたことに伴って創設された外国為替特別会計を前身とし、その後、昭和 26 年に外国為替資金特別会計となりました。

<参照条文 1> 特別会計法（平 19 法 23）

（目的）

第 71 条第 1 項 外国為替資金特別会計は、政府の行う外国為替等の売買等を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を明確にすることを目的とする。

<参照条文 2> 外国為替及び外国貿易法（昭 24 法 228）

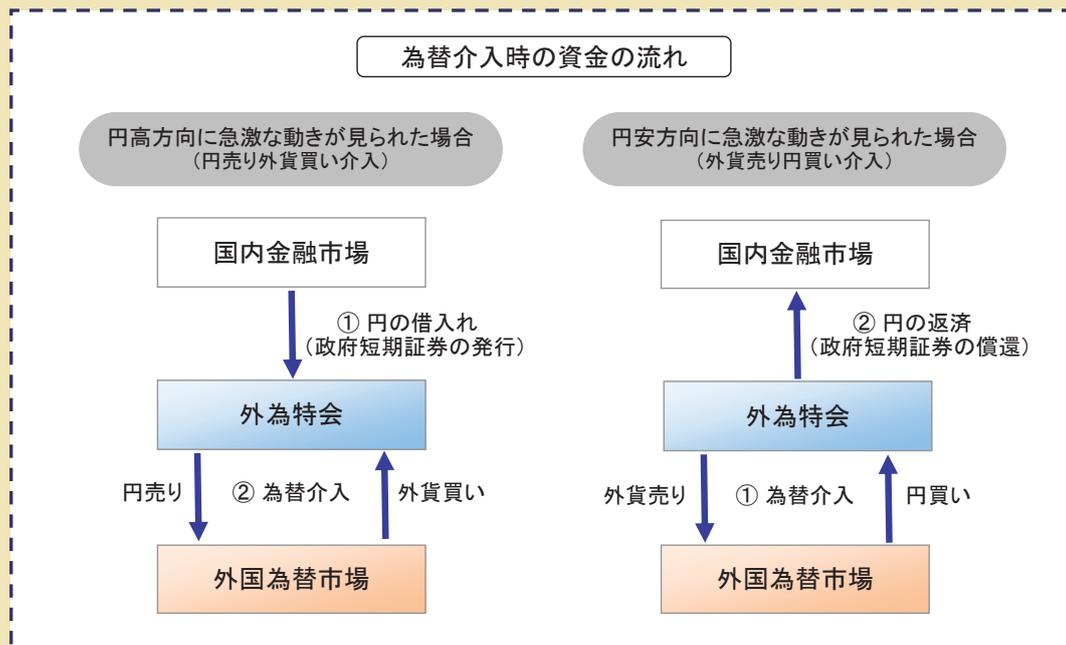
（外国為替相場）

第 7 条第 3 項 財務大臣は、対外支払手段の売買等所要の措置を講ずることにより、本邦通貨の外国為替相場の安定に努めるものとする。

外為特会の仕組み（為替介入時の資金の流れ）

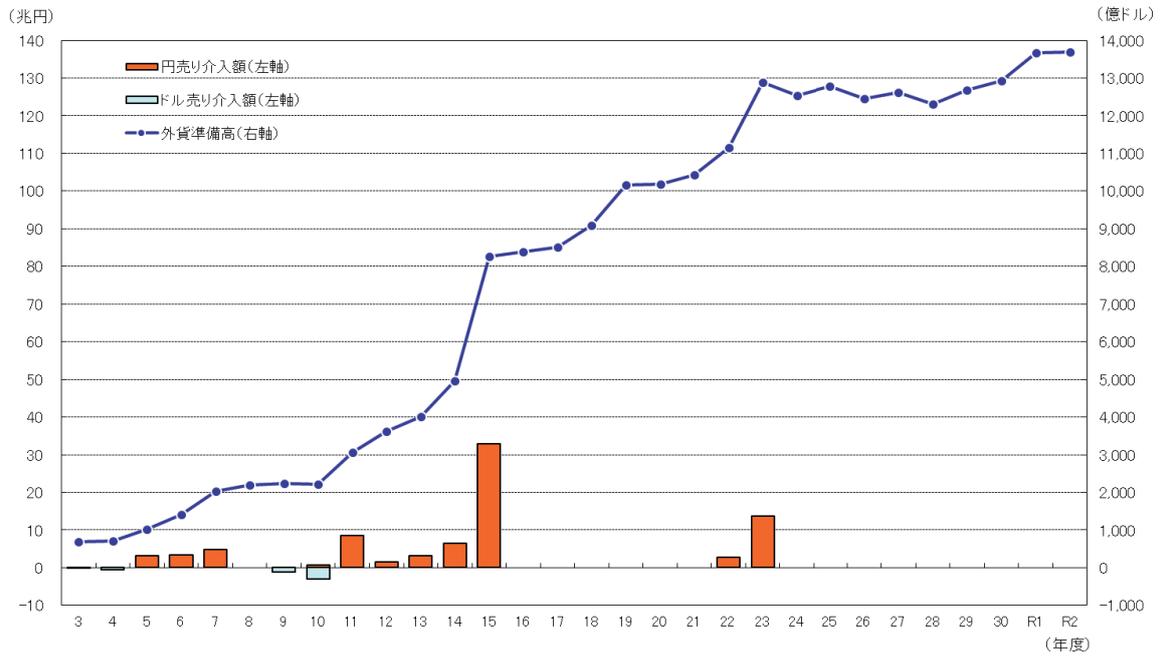
政府が行う為替介入は、円売り・外貨買い介入の場合には、政府短期証券の発行により円貨を調達し、外国為替市場における為替介入により円貨を売却し、外貨を購入します。

また、逆に円買い・外貨売り介入の場合には、外貨建て債券の売却等により外貨を調達し、外国為替市場における為替介入により外貨を売却し、円貨を購入します。為替介入で得た円貨は政府短期証券の償還に充当されます。





外貨準備高と為替介入額

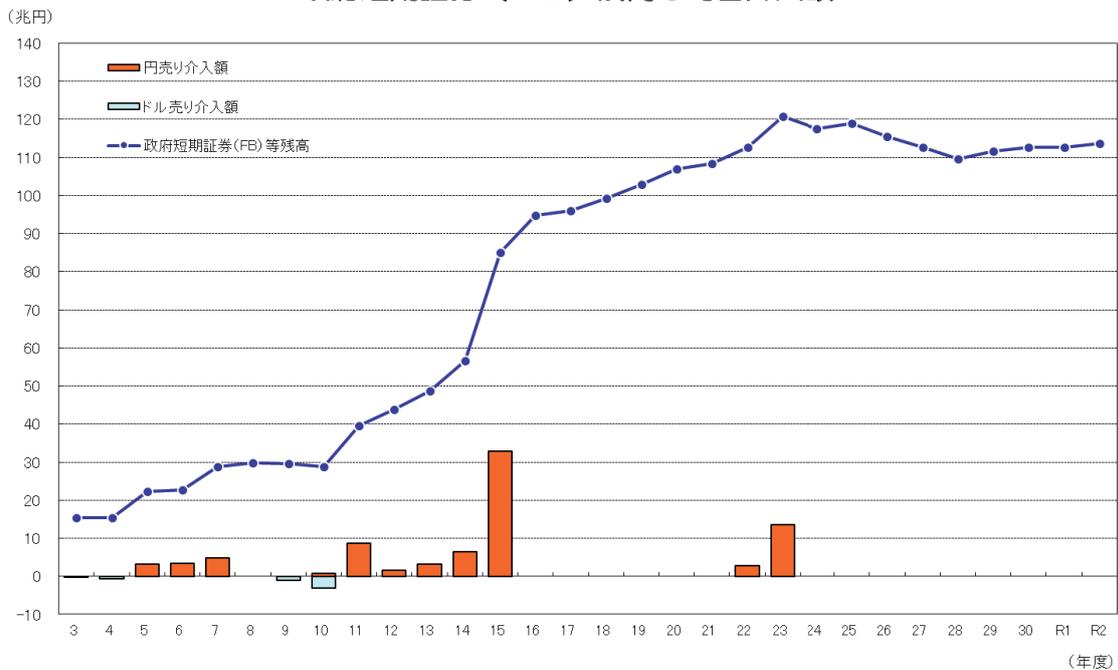


(参考 1) 介入額を公表している平成 3 年度以降の円売り外貨買い介入の合計は 80.9 兆円。

(参考 2) 令和 2 年度末時点における我が国の外貨準備は 1 兆 3,685 億ドル（日本銀行保有の外貨準備を含み、外為特会保有の外貨資産のうち外貨準備に計上されない（株）国際協力銀行に対する貸付（416 億ドル）を除く）。



政府短期証券（FB）残高と為替介入額



(注) 政府短期証券残高には、国庫余裕金繰替金残高を含んでいます。

（２）具体的な事業の内容

外為特会は、円売り・外貨買い介入に伴って取得した外貨を資産、円を調達するために発行した政府短期証券を負債として保有しています。

また、保有外貨資産の利子収入等を歳入とし、政府短期証券の利払い等を歳出として経理しています。歳入と歳出の差額である毎年度の利益（決算上剰余金）は、一部を外為特会の運用資金である外国為替資金に組み入れ、残りを一般会計や翌年度の外為特会の歳入に繰り入れています。

保有外貨資産の運用に当たっては、「外国為替資金特別会計が保有する外貨資産に関する運用について」（平成 17 年 4 月 4 日公表）に基づいて、以下の方針で運用しています。

1. 運用目的

外為特会の保有する外貨資産の運用に当たっては、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買等に備え、十分な流動性を確保することを目的とする。

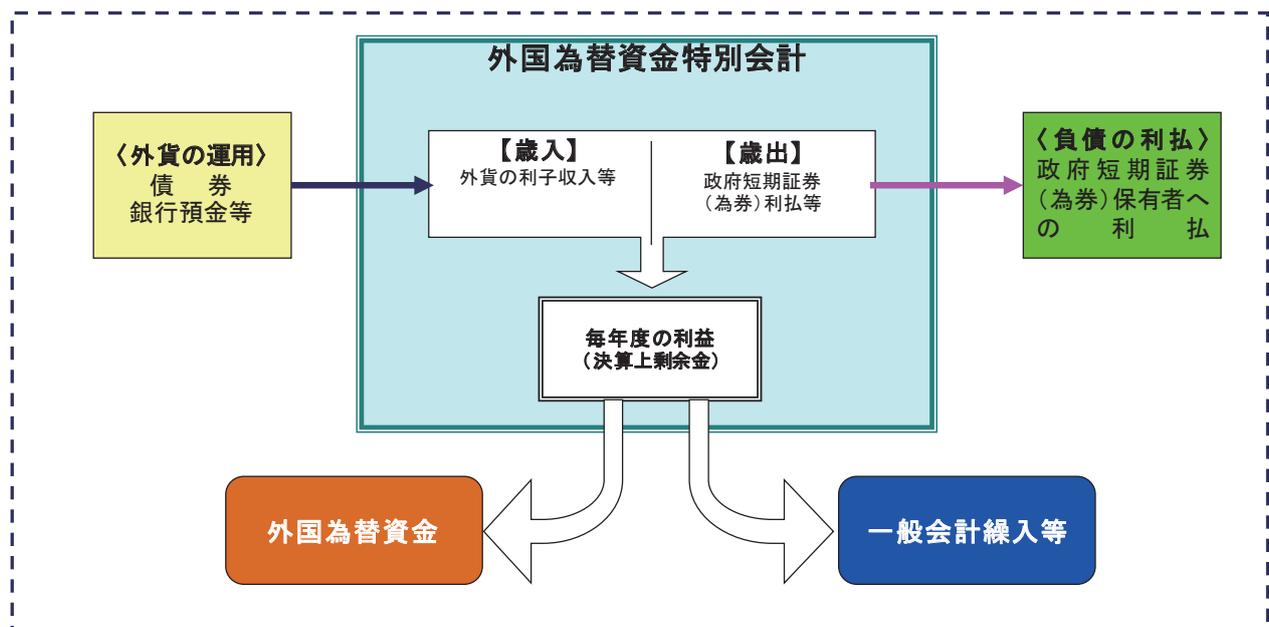
2. 基本原則

上記運用目的にかんがみ、以下の点を基本原則とする。

- （１）外為特会保有外貨資産は安全性及び流動性に最大限留意した運用を行うこととし、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求するものとする。
- （２）金融・為替市場へ攪乱的な影響を及ぼさぬよう最大限配慮しつつ運用を行い、必要に応じ関係する通貨・金融当局と密接な連絡を取るものとする。

3. 運用対象

外貨資産については、上記運用目的の観点から必要とされる各通貨ごとに、流動性・償還確実性が高い国債、政府機関債、国際機関債及び資産担保債券等の債券や、外国中央銀行、信用力が強く流動性供給能力の高い内外金融機関への預金等によって運用する。





外貨の運用状況

- 外貨資産は、8割以上を債券で運用しています（債券86.4%、預金8.5%、SDR1.4%、金0.1%、その他3.6%（2020年3月末現在））。
- 債券は、国債約7割、政府機関債、国際機関債等約3割で運用しています。

<外貨証券の国債・非国債の割合>

	元年度末	30年度末
国債	74.5%	73.8%
国債以外の証券	25.5%	26.2%

<外貨定期預け金及び外貨証券に係る運用資産利回り>

	元年度	30年度
運用資産利回り	2.08%	1.93%



外為特会が保有する外貨資産による金融危機対応等

○ 国際通貨基金（IMF）に対する最大 1,000 億ドル相当の貸付及び 600 億ドルの追加資金貢献

平成 20 年秋以降の世界的な金融・経済危機を受け、平成 21 年 2 月、IMF の資金基盤を十分に確保し、IMF が加盟国に対して適時かつ効果的に国際収支上の支援を行う目的で、日本政府と IMF との間で融資取極を締結し、日本政府から IMF に対して、累計 1,000 億ドルに相当する額を上限として、最長 5 年間の貸付けを行うこととしました。その後、この日本の融資取極を含め、IMF と加盟各国との二者間融資取極を組み込む形で、平成 23 年 3 月に、多国間の新規借入取極（NAB：日本の貸付約束額 1,054 億ドル）が発効しました。

また、平成 23 年以降の欧州債務問題の深化に対し、ユーロ圏の一連の政策対応に続ける形で、平成 24 年 4 月 19 日、20 日の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議にて、国際通貨金融委員会（IMFC）とともに、危機の予防と解決のため、4,300 億ドルを上回る IMF の資金基盤強化が合意されました。我が国は、市場に安心感を与えるためにも、本会合で合意を形成することが必要と考え、平成 24 年 4 月 17 日に他国に先駆けて 600 億ドルの追加資金貢献を行う方針を表明し、融資取極が平成 24 年 10 月 12 日に発効しました。

（参考）外為特会の IMF に対する貸付残高 令和 2 年度末 14 億ドル相当

○ アジア諸国との通貨スワップ取極の拡充

アジア通貨危機を教訓として、急激な資本流出により外貨支払に支障をきたすような危機的な状況が生じた国に対し、短期の外貨資金を供給することで、危機の連鎖と拡大を防ぐことを目的に、平成 12 年 5 月、外貨準備を使って短期的な外貨資金の融通を行う二国間の通貨スワップ取極のネットワークを作ることが合意されました（チェンマイ・イニシアティブ）。

その後、一本の契約の下で、通貨スワップ発動のための当局間の意思決定の手続きを共通化し、支援の迅速化・円滑化を図るため、平成 22 年 3 月にチェンマイ・イニシアティブのマルチ化契約（CMIM）が発効しました。

平成 24 年 5 月の ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議にて、世界の金融市場の不確実性が増す中、アジア経済の発展を金融面から安定的に支えていくため、金融セーフティネットの強化を目的として、CMIM の規模倍増や危機予防機能の導入等が合意され、平成 26 年 7 月に改定契約書が発効しました（資金規模倍増後の各国貢献額の合計は 2,400 億ドル、うち日本の貢献額は 768 億ドル）。

また、令和 2 年 6 月に CMIM と IMF の連携強化やコンディショナリティに係る包括的な法的根拠の導入等を含む、5 年に一度の CMIM 契約定期見直しに基づく改訂契約書が発効しました。さらに、令和 3 年 3 月には、①IMF プログラムとのリンク無しに発動可能な割合の 40%への引き上げ、②現地通貨の活用、③参照金利となる LIBOR 廃止への対応等を含む、CMIM 契約臨時見直しに基づく改訂契約書が発効しました。

○ （株）国際協力銀行（JBIC）に対する外貨資金の貸付

JBIC に対する外貨資金の貸付を通じて、日本企業の海外展開支援を推進しています。

令和2年1月、日本企業の海外 M&A やグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援及び質の高いインフラ整備支援を幅広く支援することを目的として、「成長投資ファシリティ」を創設しました。同年4月には、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた時限的な措置として、日本企業の海外事業活動の維持・確保等を支援するため、「成長投資ファシリティ」に「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を創設しました。

令和3年1月には、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開や、サプライチェーン強靱化等を支援する「ポストコロナ成長ファシリティ」を開始しています。

（参考）外為特会による JBIC に対する貸付残高 令和2年度末 416 億ドル

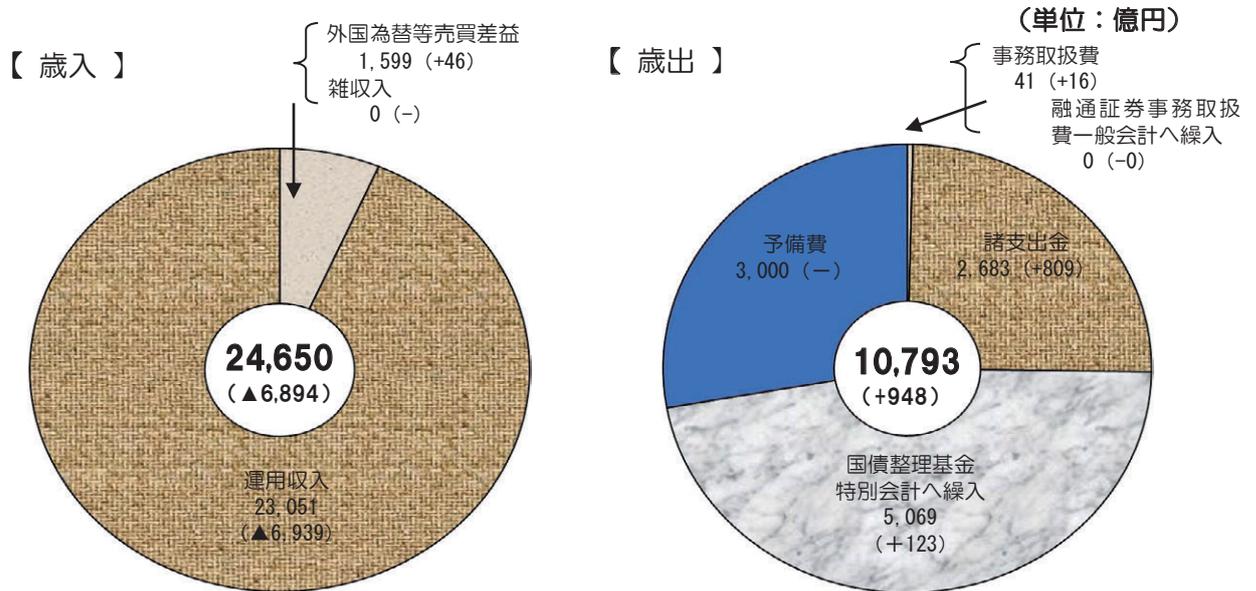
○ 国庫金の外国送金に伴う外為特会からの外貨調達

政府は、国連への分担金・拠出金や在外公館経費等の海外への支払のため、国庫金を外貨建てで送金しています。

平成19年4月より、こうした外国送金の大半を占める主要外貨に関して、日本銀行が国庫金を外為特会の保有外貨と手数料なしで両替し、民間銀行に両替して調達した外貨を渡して送金を依頼することにより、政府が負担する両替手数料分のコスト削減を図っています。

(3) 特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和3年度当初予算）



(注) 歳入歳出差額が、1兆3,857億円あります。これは外貨資産の運用収入等（歳入）が政府短期証券の利払費等（歳出）を上回る見込みであることによるものです。

○ 歳入総額、歳出総額、（参考）歳出純計額 (単位：億円)

歳入総額	歳出総額	(参考) 歳出純計額
24,650 (▲6,894)	10,793 (+948)	5,723 (+825)

○ 歳入・歳出の内容 (単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減理由)
外国為替等売買差益	1,599 (+46)	外国為替等の売買に伴う差益の収入見込額
運用収入	23,051 (▲6,939)	外国為替資金の運用による収入見込額等(外貨証券の運用益の減)
雑収入	0 (-)	指定預金の利子の収入見込額等
合計	24,650 (▲6,894)	

(歳出)

内容	額	説明(増減理由)
事務取扱費	41 (+16)	・ 事務取扱いに必要な人件費、事務費等
諸支出金	2,683 (+809)	・ 償還差額補填金：2,590億円 (額面を超える価格で購入している債券の償還) ・ 手数料：85億円 ・ 支払利子：6億円
国債整理基金特別会計へ繰入	5,069 (+123)	・ 政府短期証券の利払費等(外国為替資金証券利子の支払見込額の増)
予備費	3,000 (-)	・ 政府短期証券の金利上昇等への備え
合計	10,793 (+948)	

② 剰余金

令和 2 年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	外国為替 資金に組入	一般会計へ 繰入
31,327	2,339	28,988	1,540	8,234	19,213

(剰余金が生じた理由)

外貨資産の運用収入等の歳入（3 兆 1,327 億円）が諸支出金等の歳出（2,339 億円）を上回ったためです。

(剰余金の処理の方法)

外為特会の健全な運営を確保するために必要な金額を、外国為替資金に組み入れるものとしています。他方、一般会計の厳しい財政事情にかんがみ、外為特会の剰余金をできるだけ一般会計財源として活用すべきとの要請もあります。外国為替資金への組入額と一般会計への繰入額は、この両方の点を勘案して決定しています。

令和 2 年度決算における剰余金は、特別会計法第 8 条第 2 項の規定により、1 兆 9,213 億円を令和 3 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしました。

(注) 外為特会は、昭和 57 年度以降、ほぼ毎年一般会計に対し繰入れを実施しており、令和 3 年度までの過去 5 年間で 10.6 兆円を繰り入れています。

(参考 1) 積立金制度の廃止について

外為特会の積立金は、外貨資産と円建ての政府短期証券の金利差から生じた剰余金を積み立てたものであり、為替差損のほか、金利差損、内外金利の逆転による収支赤字にも備えるものです。積立金制度においては、特会が債務超過とならないよう、バランスシートに為替差損と見合う形で積立金を立ててバランスさせるとの考えの下、積立金を積み立てていました。

しかしながら、平成 25 年の特別会計法改正において、政府短期証券残高の増加の抑制を図るため、積立金制度は廃止され、今後生じる剰余金について、一般会計及び翌年度歳入に繰り入れる額以外は、外為特会の健全運営を確保するため直接外国為替資金に組み入れることとなりました。

<参照条文> 特別会計法

(外国為替資金への組入れ)

第 80 条 外国為替資金特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、外国為替相場の変動、市場金利の変動その他の要因を勘案し、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を、外国為替資金に組み入れるものとする。

(参考 2) 剰余金のうち、外国為替資金へ組み入れる金額の水準

剰余金のうち、外国為替資金への組入れに必要な金額としては、外国為替相場や市場金利の変動等があっても、保有外貨資産に発生する評価損を概ね下回らない水準であるところの保有外貨資産の 100 分の 30 が目安となり、中長期的にはこの水準まで組入累計額が達することが望ましいこととされています。

組入金額の累計は、令和 2 年度末で約 27.4 兆円(保有外貨資産の約 18.9%)にとどまっていることから、毎年度の剰余金の 30%以上を外国為替資金へ組み入れ、組入累計額の保有外貨資産に対する割合を中長期的な必要水準に向け高めていくことを基本としつつ、外為特会の財務状況や一般会計の財政状況も勘案して一般会計繰入額を決定することとなっています。

③ 資産及び負債（令和元年度特別会計財務書類）

外為特会貸借対照表（単位：億円、単位未満切捨）

《30年度》	《R元年度》	《資産の部》	《負債の部》	《R元年度》	《30年度》
157,043	158,826	現金・預金	未払金	0	0
33,230	36,961	円貨預け金	仮受金	126	130
123,812	121,864	外貨預け金	円貨預り金	385	11
1,573	1,901	金地金	賞与引当金	0	0
1,172,717	1,246,090	有価証券	政府短期証券	762,114	748,255
766	1,477	特別引出権証券	国庫余裕金繰替金	396,000	406,000
20,951	20,861	特別引出権	国際通貨基金通貨代用証券	39,209	40,337
6,347	5,730	未収収益	特別引出権純累積配分額	18,514	19,133
58,306	49,773	貸付金	退職給付引当金	2	2
3,963	2,500	円貨貸付金	特別決済勘定借	0	0
54,342	47,272	外貨貸付金	その他の債務等	109	-
1,493	1,568	仮払金	負債合計	1,216,462	1,213,870
108	-	その他の債権等	資産・負債差額	315,967	252,450
0	0	有形固定資産	(うち為替換算差損益)	(▲72,803)	(▲67,280)
0	0	物品			
0	0	無形固定資産			
47,014	46,201	出資金			
1,466,321	1,532,430	資産合計	負債及び資産・負債差額合計	1,532,430	1,466,321

令和元年度における主な資産は、有価証券（為替介入等により購入した外貨建て債券）や現金・預金（外貨預け金、円貨預け金）です。

主な負債は、円貨を調達するために発行した政府短期証券です。

資産・負債差額は、令和元年度末で31兆5,967億円であり、これには、外貨資産の評価替えに伴って生じる外国為替等の評価差損益のほか、外国為替資金に組み入れられた内部留保（旧積立金相当額）等が含まれます。なお、資産・負債差額は、為替相場の水準等によって変動します。

(4) 事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

外為特会の運用状況の情報開示については、近年その拡充に努めたこともあり、他のG7諸国と比較しても遜色ない水準となっています。具体的には、「外国為替平衡操作の実施状況」や「外貨準備等の状況」の公表、決算書及び特別会計財務書類による財務状況の開示、外貨建資産の運用利回りの公表を行っており、さらに平成20年11月からは、各年度末における保有外貨証券の満期別構成割合及び国債・非国債の構成割合を公表しています。なお、通貨構成については、為替市場に影響を与えるおそれがあることから、引き続き非公表としています。

外国為替資金特別会計についての問い合わせ先

財務省国際局為替市場課資金管理室 電話番号 03-3581-4111（内線2844）